

ホームページに関するガイドライン

- 1 このガイドラインは、静岡市公立小中学校事務職員会（以下 事務職員会という）のホームページの開設及び運営について必要な項目を定めるものとする。

（目的）

- 2 事務職員会の目的を達成するため、職務遂行上必要となる情報、研究成果及び実践の紹介、広報活動、会の運営に必要な情報伝達活動を行うことを目的とする。

（組織）

- 3 事務職員会ホームページの管理は、事務職員会情報部がその任にあたる。

（公開）

- 4 事務職員会ホームページに掲載するにあたっては会長の承認を得るものとする。
ただし、緊急を要するもの、または 時期を要するものについては事務局長、情報部長及び関係部長の判断をもって公開する。
すでに会員に文書等で連絡済の情報、新聞・雑誌等で公開済の情報の掲載は情報部長の判断において行う。

（公開の内容）

- 5 公開の内容は、事務職員会要覧、研究研修報告の一部、事務職員会会報のほか、事務職員会が入手した教育に関する情報及び会の活動に必要な情報とする。
個人情報についてはプライバシー保護に十分留意する。個人情報は次に掲げるものとする。
 - （1）公開しないもの
プライバシーの侵害となるおそれのあるもの（氏名、住所、電話番号、生年月日等）
 - （2）状況によって公開できるもの
集合写真等、ただし個人名の同時掲載はしない。
 - （3）本人の同意を得て公開できるもの
個人名が特定される写真、各種研究資料等。

（著作権）

- 6 事務職員会ホームページ上の、事務職員会作成の著作物における著作権は、事務

職員会に属する。ただし、提供時に承諾を得た著作物を除き、他の団体、個人の作成した著作物の著作権は、その団体、個人等に属する。

また、作成にあたっては著作権法に十分留意し、違法な公表、複製等の行為を行わない。

(禁止事項)

- 7 管理者並びに利用者は次の行為をしてはならない。
- (1) 法令及び公序良俗に反する行為
 - (2) 営利を目的とする行為
 - (3) 第三者の人権、著作権、その他の権利を侵害する行為
 - (4) 第三者を誹謗、中傷、差別するとみなされる行為
 - (5) その他、インターネットを利用するためのルールとマナーに反する行為

(リンク)

- 8 事務職員会ホームページをリンクする場合には、事前に事務職員会会長の許諾を得るものとする。
- また、他の機関とのリンクに当たっては、リンクしたい機関の条件を確認した上で、権利を侵害することなく行う。

(その他)

- 9 このガイドラインは必要に応じて代表者会の決議をもって改正するものとする。

平成19年10月 5日制定
平成23年 5月16日改正